

岐南町告示第122号

令和7年第3回（10月）岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月22日

岐南町長　　後藤友紀
記

1. 期日　　令和7年10月3日
2. 場所　　岐南町議会議場



○議事日程

令和7年10月3日（金） 第1日

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第42号　岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第43号　岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第44号　岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第45号　岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第 7 | 議案第46号　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第 8 | 議案第47号　岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第48号　岐南町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第49号　令和7年度岐南町一般会計補正予算 |
| 第11 | 議案第50号　令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算 |
| 第12 | 議案第51号　令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第13 | 議案第52号　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議に |

について

第14	議案第53号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
第15	議案第54号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
第16	認定第 1号	令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第 2号	令和6年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第 3号	令和6年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第 4号	令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第 5号	令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定第 6号	令和6年度岐南町水道事業会計決算の認定について
第22	認定第 7号	令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定について
第23	同意第 3号	岐南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第24	諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について



○諸般の報告

1. 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告
2. 専決処分の報告について



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員 10名
1 番

倉内貴成君

2	番	小 棕 正 子 君
3	番	廣瀬 恵理子 君
4	番	長谷川 淳 君
5	番	松 本 晓 大 君
6	番	三 宅 祐 司 君
7	番	松 原 浩 二 君
8	番	渡 邊 憲 司 君
9	番	加 藤 雅 浩 君
10	番	小 島 英 雄 君



○欠席議員 なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後 藤 友 紀 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君
教 育	長	野 原 弘 康 君
総 合 政 策 部	長	安 田 悟 君
総 務 部	長	服 部 貴 司 君
こ ど も 未 来 部	長	三 輪 学 君
健 康 福 祉 部	長	堀 場 康 伸 君
住 民 部	長	小 野 木 崇 夫 君
基 盤 整 備 部	長	板 橋 篤 志 君
会 計 管 理 者	者	井 上 哲 也 君
監 查 委 員	員	河 田 孝 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	摂 田 真 広
書 記	高 木 明 美



開会

午前10時05分 開会

○議長（加藤雅浩君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和7年第3回岐南町議会定例会を開会いたします。



開議

○議長（加藤雅浩君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



○議長（加藤雅浩君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） おはようございます。

初めに、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告をさせていただきます。

令和6年度岐南町会計決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率においては発生しておりません。実質公債費比率については7.7%となっており、早期健全化基準を下回っております。また、公営企業会計における資金不足比率については発生をしておりません。

続きまして、専決処分の報告をさせていただきます。

令和7年4月、岐南町役場税務課職員が過去に岐南町に居住していた支援措置対象者であるA氏に関する情報の一部を第三者であるB氏に電話で漏えいしたことでA氏が被った損害に対する損害賠償金を25万3,110円及び12万9,000円の計38万2,110円としたことについてでございます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項に該当する事件であるため、令和7年6月4日及び令和7年6月12日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告をいたします。

続きまして、令和7年3月28日午前9時頃、伏屋9丁目1番地先、町道207号線において、羽島市在住の住民が所有、運転する車両で西に向かって走行していたところ、舗装の劣化や剥離等により生じた深さ5センチメートルの穴に気づかず、左側前輪のタイヤが落ち、その衝撃でアスファルト殻が車両内部に入り、アスファルト殻を引きずったまま10メートル程度走行したことにより燃料タンク等に損害を与えた事故に対

する損害賠償金を5万8,575円としたことについてでございます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項に該当する事件であるため、令和7年6月24日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告をいたします。

諸般の報告は以上でございます。



第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、議長において3番 廣瀬恵理子議員及び4番 長谷川 淳議員を指名します。



第2 会期の決定

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から10月30日までの28日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から10月30日までの28日間に決定しました。



第3 議案第42号から第24 諒問第1号まで

○議長（加藤雅浩君） 日程第3、議案第42号から日程第24、諒問第1号までの22案件を一括して議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（加藤雅浩君） 町長から提案理由の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 今議会に上程をいたしました議案について提案説明をいたします。

議案第42号 岐南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

令和7年4月1日施行の情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便

性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正について定めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、令和7年4月1日施行の情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みが設けられたことによって条項ずれが生じたため、引用箇所を改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第43号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等及び3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等を義務づけるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第44号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、地方公務員について、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第45号 岐南町公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、人件費や物価の上昇に伴う施設の管理運営費の増加などへの対応及び施設利用者の利便性向上を目的として、使用料及び一部施設の使用時間区分を改定す

るため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、使用料の改定につきましては、施設管理に要する人件費や物価の上昇に伴う管理運営費の増加を踏まえ、受益者負担の原則に基づく使用料の算定結果を基に、激変緩和や施設間調整を考慮した上で持続可能な施設運営を継続するため、使用料を3割上げるものでございます。

使用時間区分の改定につきましては、一部施設の使用時間区分を午前・午後・夜間の3区分を1時間単位での使用区分に改定することで利便性の向上を図るものでございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の使用料及び使用時間区分につきましては、令和8年4月1日以降の使用に係る使用料等について適用するものでございます。

議案第46号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令が公布されたことに伴い、地域限定保育士の一般制度化及び保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の仕組みが設けられたことから、関係する条例の所要の改正を一括して行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用するものでございます。

議案第47号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、近年の物価高騰による事業コストの増加、施設等の老朽化への対応、頻発、激甚化する自然災害への備えなどの経営環境の変化や課題に対応し、将来においても安定的な事業運営を行うため岐南町上下水道事業経営審議会の答申を受け水道料金を改定するものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案第48号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、近年の物価高騰による事業コストの増加、木曽川右岸流域下水道事業の維持管理負担金の増加への対応、頻発、激甚化する自然災害への備えなどの経営環境の変化や課題に対応し、将来においても安定的な事業運営を行うため岐南町上下水道事業経営審議会の答申を受け下水道使用料を改定するものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案第49号 令和7年度岐南町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4,836万6,000円を増額し、96億6,407万7,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、民生費におきまして、令和6年度福祉医療費助成事業補助金の精算に伴う県支出金過年度返還金として755万1,000円、令和6年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国県支出金過年度返還金として703万5,000円の増額、衛生費におきまして、指定ごみ袋製造保管等業務委託として1,815万円の減額、教育費におきまして、食材価格高騰に伴う学校給食費助成金として943万7,000円、平島町民センターの空調設備改修工事として608万2,000円、岐南中学校屋外トイレ改修工事に係る費用として、監理等業務委託料に106万3,000円、工事費に2,909万2,000円を計上し、また防災コミュニティーセンターの空調設備改修工事の設計業務委託料として265万6,000円の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金におきまして、物価高騰に対応した国の重点支援地方創生臨時交付金として943万7,000円の増額、繰入金におきましては、各特別会計の前年度一般会計からの繰出金の精算に伴い、国民健康保険特別会計繰入金として850万1,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金として500万1,000円の増額、諸収入におきまして、スポーツ振興くじ助成金として1,600万円の増額、町債におきまして、借入れする地方債の変更に伴い、一般補助施設整備等事業債として2,600万円の減額、公共事業等債として3,120万円を増額し、財源といたすものでございます。

続いて、第2条、債務負担行為の補正におきましては、令和8年度を事業期間とした指定ごみ袋製造保管等業務の限度額を計上いたすものでございます。

次に、第3条、地方債の補正におきましては、下印食雨水幹線整備事業に係る地方債を追加及び変更いたすものでございます。

議案第50号 令和7年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,211万8,000円を追加し、24億9,142万9,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、令和6年度の保険給付費等の精算に係る償還金として1,361万7,000円、令和6年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として850万1,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、繰越金2,211万8,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第51号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,465万9,000円を追加し、6億9,490万1,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金として1,954万6,000円、償還金及び還付加算金として11万2,000円、繰出金として500万1,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、事務費繰入金として11万2,000円、令和6年度療養給付費負担金及び保健事業費負担金に係る過年度収入として377万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰越金2,077万5,000円をもって財源といたすものでございます。

議案第52号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

この協議は、岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、組合の解散に伴う事務の承継について同組合規約に定めがないことから、地方自治法第218条の2の規定による特別の定めを追加するよう規約の改正を行うものでございます。

具体的には、解散時の事務の承継及び決算の調製、審査認定については本町を含む42の市町村で協議して定めるという規定を規約に加えるものでございます。

なお、この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

議案第53号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてご説明を申し上げます。

この協議は、地方自治法第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して協議を行い、議会の議決を求めるものでございます。

協議内容としては、同組合の解散期日を令和8年3月31日とすること、解散に伴う財産処分方法、解散に伴う事務の承継方法、解散に伴う職員の処遇等について協議するものでございます。

なお、この協議は、同組合を構成する関係地方公共団体全ての議会の議決を経て、岐阜県知事への届出により成立するものでございます。

議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

この協議は、岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体である岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、本組合を脱退する申出がござい

ましたので、地方自治法第286条に基づく協議として同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この規約は、本組合を構成する関係地方公共団体の議決を経て、岐阜県知事の許可を得た後、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、認定第1号 令和6年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額104億2,827万1,003円に対しまして、歳出総額99億4,194万7,819円でございます。

歳入歳出の差引額は4億8,632万3,184円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源のうち一般財源を用いた主な事業は、繰越明許費繰越額分として、防災倉庫解体・新防災備蓄倉庫建設事業、消防ポンプ自動車購入等への総計1億2,355万円でございますので、実質収支額は3億6,277万3,184円となっております。

これは、町税をはじめとする財源の確保ができたことによりこの決算をいたすことができたものであり、ここにご報告をさせていただく次第でございます。

なお、決算額につきましては、決算書の1ページから12ページまでに記載のとおりでございます。

不安定な世界情勢や物価高騰等が町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす中、数度にわたる補正予算により、迅速に町民の皆様の健康や生活、経済活動を守るための対策を無事遂行することができました。

各事業の決算額につきましては、決算書14ページから87ページまでに記載をしたとおりでございます。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細については省略させていただきます。

認定第2号 令和6年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額25億6,148万1,884円に対しまして、歳出総額24億3,986万726円でございます。

歳入歳出の差引額は1億2,162万1,158円でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税が5億8,699万787円、県支出金16億2,403万7,570円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が15億6,778万8,011円で歳出総額のおよそ64.3%を、国民健康保険事業費納付金が7億7,271万2,576円でおよそ31.7%を占め、主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細については省略をさせていただきます。

認定第3号 令和6年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額22億4,969万1,238円に対しまして、歳出総額21億8,112万6,311円でございます。

歳入歳出の差引額は6,856万4,927円でございます。

歳入につきましては、介護保険料5億1,644万2,040円、国庫支出金4億5,165万8,913円、支払基金交付金5億3,362万1,000円、県支出金2億9,051万1,496円、繰入金3億4,097万4,750円、繰越金9,904万1,145円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が19億1,643万6,554円で歳出総額のおよそ87.9%を、地域支援事業費が1億2,321万1,224円でおよそ5.6%を占め、主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細については省略させていただきます。

認定第4号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額6億7,824万1,081円に対しまして、歳出総額6億5,746万5,871円でございます。

歳入歳出の差引額は2,077万5,210円でございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が3億3,646万9,500円、繰入金3億1,651万8,339円等が主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が6億4,110万7,109円で歳出のおよそ97.5%を占め、主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細については省略させていただきます。

認定第5号 令和6年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

決算の状況は、歳入総額2億6,437万4,820円に対しまして、歳出総額2億6,337万4,820円でございます。

歳入歳出の差引額は100万円でございます。

歳入につきましては、負担金が1億7,160万8,698円で歳入総額のおよそ64.9%を占めております。

歳出につきましては、教育総務費が1億3,609万7,024円で歳出総額のおよそ51.7%を占めております。

事業の内容等詳細につきましては、決算認定資料に記載してございますので省略をさせていただきます。

認定第6号 令和6年度岐南町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は3億1,688万4,333円、内訳につきましては、営業収益が2億6,744万5,393円、営業外収益が4,943万8,940円でございます。

対する収益的支出の決算額は3億1,245万4,765円、内訳につきましては、営業費用が2億9,033万7,913円、営業外費用が2,211万6,852円でございます。

なお、損益計算書における当年度純損失は59万8,084円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は4,414万8,748円、内訳につきましては、負担金が4,414万8,500円、その他資本的収入が248円でございます。

対する資本的支出の決算額は1億830万2,291円、内訳につきましては、建設改良費が1億278万6,104円、企業債償還金が551万6,187円でございます。

なお、資本的収入と資本的支出の差額6,415万3,543円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から497万7,740円、過年度分損益勘定留保資金から5,917万5,803円で補填をいたしております。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので説明を省略させていただきます。

認定第7号 令和6年度岐南町下水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は7億827万6,765円、内訳につきましては、営業収益が3億165万6,767円、営業外収益が4億661万9,998円でございます。

対する収益的支出の決算額は6億4,131万194円、内訳につきましては、営業費用が6億92万7,260円、営業外費用が4,038万2,934円でございます。

なお、損益計算書における当年度純利益は5,942万8,507円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は2億7,629万550円、内訳につきましては、企業債が1億2,100万円、補助金が4,187万8,000円、負担金が1億1,341万2,550円でございます。

対する資本的支出の決算額は4億7,931万2,329円、内訳につきましては、建設改良費が2億4,434万2,841円、固定資産購入費が108万8,450円、企業債償還金が2億3,388万1,038円でございます。

なお、資本的収入と資本的支出の差額2億302万1,779円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から2,154万5,527円、過年度分損益勘定留保資金から255万3,976円、当年度分損益勘定留保資金から1億6,165万5,821円、減債積立金から1,726万6,455円で補填をいたしております。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので説明を省略させていただきます。

次に、同意第3号 岐南町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

現在、岐南町固定資産評価審査委員会委員でございます水野義隆氏、小関 誠氏、高見光良氏が令和7年10月7日をもって任期満了となりますので、小関 誠氏及び高見光良氏を引き続き選任し、新たに水野茂樹氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年10月8日から令和10年10月7日の3年でございます。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の松原宗興氏、松原恭子氏、岩田高明氏及び岩田扶紀子氏が令和7年12月31日をもって任期満了となります。

松原宗興氏につきましては、再任の意向がございますので再任したく、また松原恭子氏、岩田高明氏及び岩田扶紀子氏につきましては、任期をもって退任されますので、新任といたしまして小島基行氏、高平時雄氏及び伊藤峰子氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和8年1月1日から令和10年12月31までの3年でございます。

説明は以上でございます。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤雅浩君） ここで、監査委員に令和6年度決算の監査結果の報告を求めます。

代表監査委員 河田孝広さん。

○監査委員（河田孝広君） 認定第1号から第7号の令和6年度の岐南町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算、

水道事業会計決算、下水道事業会計決算の各決算資料につきまして、去る7月4日、7月9日、7月16日、7月23日において慎重に審査いたしました結果、適正であると認めましたのでご報告いたします。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 監査結果の報告が終わりました。

日程第23、同意第3号 岐南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについてを議題といたします。

本案は既に説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第24、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを議題といたします。

本案件につきましては既に説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番 小島でございます。

人権擁護委員というのは非常に大切な役職でありますが、この前義理の母の葬式で出ませんでしたので、それなのにちょっと申し訳ないなと思っておりますが、まずその過程でどのような仕組みで選定されたのか。ちょっと風評云々よりも私もじかに聞いたこともありますので、どのように選定されたのか、それだけお伺いいたします。よろしく。

○議長（加藤雅浩君） 堀塙康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀塙康伸君） 小島議員の質疑にお答えをいたします。

人権擁護委員さんにつきましては、人権感覚、人権の理解と熱意等に優れた人が適

任だということで、多くは弁護士さん、教員のOB、あと県職、市町村職員のOBの方が一般的には多い状況でございます。その中で、なかなか選定にはスムーズにいかなかつたところもありますけれども、何人か当たって受けさせていただいたということでございます。

町の主導で、担当の福祉課のほうでこの方が適任だろうということで目星をつけてお願いに行って選定のほうをさせていただいております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番 小島ですが、今の説明を聞いておると、しゃくし定規のお答えではありますが、やはり人権擁護委員という立場を考えると、今までどういうことをされてきたかということも含めて、やっぱり慎重に人選するべきだと思っております。

役場が選んだということありますのであれですが、やはり過去どうだったかと遡ってみるとえつということも出てきますので、この名前を聞いたときちょっとびっくりしましたけれども、役場が選んだということありますので、今回は承諾しますが、慎重に選んでくださいね、以後は。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤雅浩君） ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番（長谷川 淳君）

○議長（加藤雅浩君） ここで一旦、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（加藤雅浩君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（加藤雅浩君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（加藤雅浩君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。諮問第1号につきまして、候補者を適任と答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（加藤雅浩君） 起立全員であります。したがって、諮問第1号は候補者を適任と答申することに決定いたしました。



休会

○議長（加藤雅浩君） お諮りします。議案調査のため、10月4日から8日までの5日間休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○議長（加藤雅浩君） 異議なしと認めます。したがいまして、10月4日から8日までの5日間休会とすることに決定いたしました。なお、次回の会議は10月9日午前10時開きます。



散会

○議長（加藤雅浩君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時52分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加藤 雅浩

岐南町議会議員

廣瀬 恵理子

岐南町議会議員

長谷川 淳